

中規模半壊 (住家の罹災判定)

令和7年7月15日現在
申請したら ☐ にチェック!

☐ 被災者生活再建支援金(国・町)

住民福祉課: ☎ 52-3621

最大 120 万円
(単身: 90 万円)

①基礎支援金(町)・・・20万円(単身:15万円)

②加算支援金(国)・・・建設・購入:100万円(単身:75万円)
補修:50万円(単身:37.5万円)
賃借:25万円(単身:18.75万円)

※半壊～大規模半壊の住家を解体した世帯は全壊と同様の扱いとなります。
※長期避難世帯も全壊と同様の扱いとなります。

☐ 地域福祉推進支援臨時特例給付金

臨時特例給付金コールセンター: ☎ 076-225-1956

最大 300 万円

①家財等支援・・・最大100万円(家財:50万円+自動車:50万円)

②住宅再建支援・・・建設・購入・補修:最大200万円
賃借:最大100万円

対象世帯:①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯
④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ⑤震災の影響を受けて離職・廃業した人がいる世帯
⑥世帯主・世帯員全員が抱える全てのローン残高が100万円を超える世帯 ほか

申請期限:令和9年1月31日まで

☐ 自宅再建利子助成事業給付金

県生活再建支援課: ☎ 076-225-1968

最大 300 万円

対象世帯:①半壊以上 ②敷地被害解体、長期避難
③応急仮設住宅等から供与期間内に退去

収入要件:・世帯収入が600万円以内(所得の場合は440万円以内)
・23歳未満の被扶養者がいる世帯は世帯収入の制限なし

☐ 能登半島地震住宅取得奨励金

住民福祉課: ☎ 52-3621

最大200万円
(定額100万円)

震災により住家に被害を受け、町内で新築(新築物件の購入)する世帯に、奨励金を支給します。

対象世帯:令和6年1月1日時点で穴水町に住所を有し、住家の罹災判定が半壊以上で、
町内に新築または新築物件を購入する、町税等の滞納がない世帯

+
(子育て世帯加算
100万円)

※被災者生活再建支援金(国)の加算金申請(建設・購入)を行い、該当している世帯は申請不要
※新築とは居間、風呂、台所、トイレが備わっており、専ら居住の用に供する部分の面積が50㎡以上、
または取得費用が建物だけで1,250万円以上の物件が対象。
※子育て加算は申請時点または被災時に高校生以下の子供がいる世帯に加算されます。

☐ 応急修理支援制度

地域整備課: ☎ 52-3680

最大 70.6 万円

対象範囲:①屋根・基礎・柱・外壁・床 など ②トイレなどの衛生設備
③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部 など

※原則、公費解体との併用はできません

申請期限:令和7年12月31日まで ※状況に応じて延長の場合あり

中規模半壊 (住家の罹災判定)

令和7年7月15日現在
申請したら ☐ にチェック!

☐ 家財一時保管支援事業補助金

環境安全課: ☎ 52-3770

最大 5 万円

公費解体または自費解体の申請者で、県のホームページに掲載されている事業者が行う家財一時保管サービスを利用した方へ、補助金を給付します。

☐ 公費解体

公費解体専用ダイヤル(平日9時~16時): ☎ 23-4176

申請受付【終了】

☐ 石川県義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

90 万円

第一次配分:10万円

第二次配分:40万円

第三次配分:40万円

☐ 穴水町義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

5 万円

震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。

☐ 転居費用助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

10 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに組み替える場合に要する費用を助成します。

※1世帯につき、1回に限り申請可能です。

ただし、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が同一再建先に転居した場合は、1つの世帯とみなします。

☐ 民間賃貸住宅入居助成事業

復興推進課: ☎ 52-0934

20 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の民間賃貸住宅に入居した際に必要となる契約に伴う費用を助成します。

※すでに民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。

中規模半壊 (住家の罹災判定)

令和7年7月15日現在
申請したら ☐ にチェック!



能登創生住まい支援金(建築・購入)

住民福祉課: ☎ 52-3621

支援上限 200万円

町内で新築または購入した世帯で、総工事費の10%を支給。

※総工事費が支援総額(最大400万円)を超えない場合は、支援対象外

支給総額…① 被災者生活再建支援金 100万円(加算支援金分)
 どちらか一方 { ② 地域福祉推進支援臨時特例給付金 200万円(住宅再建給付金分)
 ③ 自宅再建利子助成事業給付金 300万円
 最大支援総額 400万円

<支給例①>支援対象①

総工事費3,000万円 > 支援総額400万円

総工事費3,000万円 × 0.1(10%) = 300万円

※支援上限が200万円のため、支給額は200万円

<支給例②>支援対象②

総工事費1,000万円 > 支援総額400万円

総工事費1,000万円 × 0.1(10%) = 100万円

支給額は100万円

<支給例③>支給対象外

総工事費 300万円 < 支援総額400万円

支援対象外



能登創生住まい支援金(修繕)

地域整備課: ☎ 52-3680

支援上限 100万円

震災により住家に被害を受け、修繕する世帯に、総工事費の10%を支給。

※総工事費が支援総額(最大420万円)を超えない場合は、支援対象外

支給総額…① 被災者生活再建支援金 50万円(加算支援金分)
 ② 応急修理 70.6万円
 どちらか一方 { ③ 地域福祉推進支援臨時特例給付金 200万円(住宅再建給付金分)
 ④ 自宅再建利子助成事業給付金 300万円
 最大支援総額 420万円

<支給例①>支援対象①

総工事費2,000万円 > 支援総額420万円

総工事費2,000万円 × 0.1(10%) = 200万円

※支援上限が100万円のため、支給額は100万円

<支給例②>支援対象②

総工事費900万円 > 支援総額420万円

総工事費900万円 × 0.1(10%) = 90万円

支給額は90万円

<支給例③>支給対象外

総工事費 400万円 < 支援総額420万円

支援対象外